

人事院公示第 18 号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）第 21 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 17 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 9 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>1 採用試験の受験の申込み及び受験</p> <p>一 採用試験の受験の申込み</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 区分試験（規則第 4 条第 3 項に規定する区分試験をいう。以下同じ。）又は地域試験（規則第 5 条第 2 項に規定する地域試験をいう。以下この(4)において同じ。）に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。</p> | <p>1 採用試験の受験の申込み及び受験</p> <p>一 採用試験の受験の申込み</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 区分試験（規則第 4 条第 3 項に規定する区分試験をいう。以下同じ。）又は地域試験（規則第 5 条第 2 項に規定する地域試験をいう。以下この(4)において同じ。）に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。<u>ただし、規則第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる採用試験の区分試験のうち、教養の区分試験</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(5)～(9) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p><u>及び教養の区分試験以外の一</u></p> <p><u>の区分試験に受験の申込みを</u></p> <p><u>行う場合は、この限りでな</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |
|--|--|

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。